

伊丹市家庭菜園利用ルール

1 利用資格

市内に住所を有する成人又は学校園及び福祉施設等。

※他者に資格を譲渡することはできません。

※市外に転居された際は資格を失います。

2 畠作りのルール

- (1) 農作業空間の確保・隣接区画との調和・排水対策のため、区画周囲やブロック塀などとの間に必ず
16 cm程度（一鍵分）の間隔を開けて下さい。
- (2) 畠の方向は菜園管理者の指示のもと、菜園内で統一して下さい。

3 菜園利用時間

菜園の利用時間は、日の出から日没までとします。

作業中の音や話し声などが近隣住民の迷惑とならないよう、特に早朝からの利用には十分配慮して下さい。

4 菜園の利用制限

- (1) 野菜・草花の栽培以外での利用は禁止です。
- (2) 菜園への立入は、原則として利用許可を受けた方と同行して下さい。
- (3) 植木・花木・果樹・高く生育する植物（キクイモ、サトウキビ、皇帝ダリア等）、駆除が困難な植物（ハタケニラ等）の栽培は禁止です。
- (4) 次の設置物は全て禁止です。
 - ・ 通路面から高さ180cm超のもの（支柱やネットを含む）
 - ・ 通路面から高さ90cm超で、ビニール等（ネットを除く）が張られているもの（雨よけハウス含む）
 - ・ 板を使ったもの
 - ・ 近隣区画利用者や近隣住民の迷惑になるもの
- (5) 利用区画を通路より深く掘り下げることは禁止です。
- (6) 鉄板、木板、波板等で畠や区画の周辺を囲む『板囲い』は禁止です。
- (7) 区画から作物がはみ出さないようにして下さい。

5 農具利用について

- (1) 農具庫は、番号式の錠で施錠されています。
- (2) 農具の数には限りがあります。譲り合って使用して下さい。
- (3) 農具は、必ず使用後に土を落としてから水洗いし、整理して収納して下さい。
- (4) 農具の菜園外への持出しが禁止です。
- (5) 私物を農具庫に保管することは禁止です。
- (6) 水道栓は取り外し式です。
事前に栓の形を確認の上、ホームセンター等で購入して持参して下さい。
※ 予備として倉庫に1個ずつ設置していますが、菜園外への持ち出しが禁止です。
- (7) 水道にホースを繋いでの水やりは禁止です。バケツやジョウロ等を利用して下さい。
- (8) 土による排水部の詰まりが多発しています。長靴や野菜は、土をよく落としてから洗浄して下さい。

6 除草について

- (1) 除草はこまめに行って下さい。各自の区画及び周辺の通路に雑草が生えた場合は速やかに除草して下さい。
- (2) 除草剤の使用は禁止です。
- (3) 駐輪場や農具庫周辺等の共有地の除草をお願いします。

7 ゴミの処理について

- (1) 菜園内で発生したゴミ（草、枝、ビニール資材、支柱、空き缶など）は各自持ち帰って下さい。

※ 菜園内や近隣のゴミステーションに捨てないで下さい。野焼きは厳禁です。

- (2) 野菜くずは持ち帰るか、自分の区画内に埋めて下さい。但し、最終年度の埋め込みは禁止です。
※ ビニールやプラスチック類等の埋め込みは禁止です。

(3) 退園する場合は、埋め込んでいる野菜くずは退園前に取り除き、持ち帰って下さい。

8 私物の持ち込みについて

- (1) 区画内にはできる限り、私物を置かないで下さい。
- (2) プランター、鉢等の常時持ち込みは禁止です。
- (3) 区画外に物を置くことは禁止です。

9 農薬・肥料等の使用について

- (1) 農薬の使用は可能な限り控えて下さい。使用する際は、安全のため、風向き等、周辺環境に配慮して下さい。
- (2) 農薬を菜園内に放置することは禁止です。
- (3) 臭いの強い肥料[鶏糞、チップ堆肥、生の動物糞（馬糞・牛糞等）・魚粉等]の使用は禁止です。
- (4) 使用禁止以外の肥料を使用する際は、周辺環境への配慮のため、風の強い日を避け、施肥後速やかに上から土をかぶせて下さい。
- (5) 済水場の沈殿土の使用は禁止です。

10 その他の禁止事項

- (1) 車での来園
- (2) 菜園の又貸し
- (3) 喫煙や飲酒
- (4) 駐輪場以外への駐輪
- (5) ペットの園内への連れ込み
- (6) 大声での会話
- (7) その他、他の利用者及び周辺住民の迷惑になる行為

11 利用期間

- (1) 菜園の利用期間は利用許可書に記載のある通りです。
- (2) 次年度以降の利用を希望されない方は、原状復帰を行ってからその年度の3月末までに農業政策課にご連絡下さい。
- (3) 次年度の利用料金は4月以降に郵送される納付書で納めて下さい。
- (4) 利用期間の途中で菜園が廃止される場合は、市が指定する時期までを利用期間とします。

12 利用区画の長期放置について

- (1) 利用区画を1ヶ月以上放置された場合、市又は『NP0 法人伊丹市土に親しむ会』より警告文書が届きます。以降、改善が見られない場合、利用許可の取り消し対象となります。
 - (2) 病気・入院等により、菜園の維持管理が継続できない場合、速やかに市又は『NP0 法人伊丹市土に親しむ会』にご相談下さい。
- ※ 後日、菜園利用復帰を希望する場合は、利用が出来ない期間の維持管理を、ご家族の方等に行ってもらうようにして下さい。維持管理できない場合、利用許可が取り消しとなることがあります。

13 退園手続きについて

- (1) 退園される際は、自分の区画を原状復帰した後、市農業政策課に連絡して下さい。
- ※ 次の利用者のためにも、迅速で確実な原状復帰をして下さい。

14 利用許可の取消について

- (1) 本ルールに違反し、市及び菜園管理者の指導に従わない場合は、利用許可を取り消します。その際に許可取消し日から起算して5年間は菜園の利用の申し込みができません。

～家庭菜園の運営は利用者の皆様の協力で成り立っています。利用ルールが守られない場合や暴力的言動をされる利用者が一部でもおりますと、菜園の継続が危うくなります。利用者の皆様が気持ちよく耕作できるよう、利用ルールの遵守および運営へのご協力をお願いします。～

令和7年(2025年)12月15日改正

●菜園管理・運営・菜園管理者への問合せ　NP0 法人伊丹市土に親しむ会
TEL：779-5544（月曜日～金曜日 午前8：45～12：15）
●家庭菜園事業に対する問合せ　市農業政策課 TEL：784-8050